

令和6年1月24日
電力・ガス取引監視等委員会

容量市場2023年度メインオークション(対象実需給年度:2027年度) に係る事後監視の結果について

電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」といいます。)は、2023年10月に電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」といいます。)において実施された「容量市場2023年度メインオークション(対象実需給年度:2027年度)」に応札している特定の事業者について、「売り惜しみ」や「価格つり上げ」といった問題となる行為が行われていなかったかという観点から、事後監視を行いました。

本日、事後監視の結果を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

1. 監視の観点(市場支配力を有する事業者の監視)

- ・ 容量市場において市場支配力を有する事業者¹が、正当な理由なく、稼働が決定している電源を応札しない又は期待容量²を下回る容量で応札すること(売り惜しみ)や、電源を維持するために容量市場から回収が必要な金額を不当に上回る価格で応札すること(価格つり上げ)によって、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成される場合には、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の利用者の利益を阻害するおそれがあります。
- ・ そのため、委員会は、「容量市場における入札ガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)に基づき、オークションへの応札前後において、市場支配力を有する事業者による「売り惜しみ」や「価格つり上げ」といった問題となる行為を防止するため、「事前監視」及び「事後監視」を実施することとしています。
- ・ 今般、「容量市場2023年度メインオークション(対象実需給年度:2027年度)」について、下記の2. 及び3. のとおり、事後監視を行いました。

1 前年度のメインオークションにおいて、容量市場の目標調達量を満たすために、ある事業者の保有する電源が不可欠となる場合に、当該事業者は市場支配力を有する事業者¹に該当する。原則として、500万kW以上の発電規模を有する事業者とする。ただし、500万kW未満の発電規模の事業者であっても、前年度のメインオークションの結果等をもとに市場支配力を有する事業者と判断される場合がある。

2 設備容量のうち、実需給年度において供給力として期待できる容量。

2. 売り惜しみの事後監視

- ・ 売り惜しみの事後監視では、「応札しなかった」又は「期待容量を下回る容量で応札した」電源について、売り惜しみにあたらぬ以下の正当な理由のうち、①から④のいずれに該当するかどうかを確認するため、監視対象事業者から理由の説明と根拠資料の提出を求め、合理性を確認しました。

- ① メインオークション応札受付開始時点ですでに1年以上休止しており、かつ実需給年度においても休廃止予定である場合
- ② 実需給年度において、休廃止以外の理由(補修工事等)によって、リクワイアメント³を達成しうる稼働見通しが不確実である場合
- ③ メインオークション応札受付開始時点より1年以上前に「実需給年度までに廃止が決定した」旨を公表している場合
- ④ 実需給年度において FIT 認定を予定しているなど、入札対象外電源となる見込みがある場合
- ⑤ 上記のほか、容量市場オークションへ参加できないやむを得ない理由がある場合

- ・ その結果、いずれの電源も正当な理由に該当するものであり、問題となる事例は確認されませんでした。

3. 価格つり上げの事後監視

- ・ 価格つり上げの事後監視では、以下の電源について、ガイドラインに記載されている維持管理コストの考え方にに基づき、価格が算定されているか確認するとともに、応札価格を構成する人件費や修繕費等の算定方法及び根拠の説明を求めました。

- ① 約定価格を決定した電源と、その上下2電源ずつ
ただし、市場分断が起きた場合は分断されたエリア毎に該当する電源を抽出する。
- ② 市場支配力を有する事業者毎に、最も高い価格で応札した電源から3電源ずつ
ただし、約定価格以上で応札された電源に限る。
- ③ その他、監視主体が任意に抽出した電源
ただし、監視主体が価格のつり上げを行っている可能性があるかと判断した場合に限る。

-
- 3 維持・運営等のために必要な一定の期間を超えて、電源の停止および出力低下しないこと等。

- ・ その結果、いずれの電源も維持管理コスト以下の応札価格となっていたことから、問題となる事例は確認されませんでした。
- ・ なお、委員会が昨年8月に実施した価格つり上げの事前監視において、九州電力株式会社(以下「九州電力」といいます。)による応札価格の算定方法に誤りが確認されたことから、同社に対して当該誤りを是正した価格で応札するよう求めていたところ、今般実施した事後監視で、同社が適切に算定した価格で応札していることを確認しました。
- ・ その上で、同社から、「過去のオークションにおける応札価格についても、当該誤りと同様の算定方法の誤りがあった」旨の報告を受けたことから、過去の事実関係を確認したところ、容量市場2022年度メインオークション(対象実需給年度:2026年度)⁴においても同様に、電源を維持するために容量市場から回収が必要な金額を上回る価格で応札されていたことを確認しました。
- ・ 九州電力による応札価格の算定方法の誤りは、意図的であったとは認められませんが、これにより、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成され、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の利用者の利益を阻害するおそれがあるものです。このため、委員会は、九州電力に対して、再発防止策の策定や、当該再発防止策の確実な実施などの措置を講じるよう指導しました。
- ・ また、委員会は、資源エネルギー庁及び広域機関に対し、応札価格の算定方法の誤りに関する事実関係を共有しております。
- ・ なお、容量市場2022年度メインオークション(対象実需給年度:2026年度)よりも前に実施されたオークションにおける九州電力の応札価格については、上記と同様の算定方法の誤りが生じていないことを確認済みです。

(以上)

(本発表資料のお問合せ先)

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 事務局
取引監視課長 下津
担当者:安原、星、北田、野崎
電話:03-3501-1552(直通)

4 前年度のメインオークションにおける指標価格(9,557円/kW)。